○農林水産省告示第千六百四十三号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）第三条第一項の規定に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成二十年二月二十一日農林水産省告示第二百五十四号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十九年十月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
一　被害防止施策の実施に関する基本的な事項 1　基本的な考え方 鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たしている。しかしながら、近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、トド、カワウ等の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農林水産業に係る被害は、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している状況にある。また、農山漁村地域における一部の鳥獣による人身への被害も増加傾向にある。 加えて、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の営農意欲低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせており、これらは集落の崩壊にもつながり得ることから、直接的に被害額として数字に現れる以上の影響を及ぼしているものと考えられる。 このため、平成十九年十二月に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）が制定された。 その後、鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）を行う担い手の減少、高齢化の進展等の現状に鑑み、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する施策の効果的な推進に資すること等を目的として、平成二十四年三月及び平成二十六年十一月に鳥獣被害防止特措法の改正法が成立した。さらに、平成二十八年十二月には、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限の延長のほか、捕獲等をした鳥獣の食品としての利用等の促進を図ること等を目的とした改正も行われたところである。 また、環境省及び農林水産省は、平成二十五年十二月に策定した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、ニホンジカ及びイノシシの当面の捕獲目標として生息数を平成三十五年度までに半減することとした。また、同じく両者は、平成二十六年四月に策定した「被害対策強化の考え方」において、平成三十五年度までに、ニホンザルについては加害群の数の半減、カワウについては被害を与えるカワウの生息数の半減を目指すこととした（いずれも、侵入防止柵の設置や追払い等により、群れやねぐら・コロニーの加害度を低減させることを含む。）。これらを踏まえ、鳥獣被害対策を強化することが必要である。 加えて、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）が改正され、平成二十七年五月に施行された。改正に伴い、法律の題名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）に改められ、目的規定に鳥獣の管理の適正化を図ることが加えられたほ	一　被害防止施策の実施に関する基本的な事項 1　基本的な考え方 鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たしている。しかしながら、近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、トド、カワウ等の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農林水産業に係る被害は、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している状況にある。また、農山漁村地域における一部の鳥獣による人身への被害も増加傾向にある。 加えて、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の営農意欲低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせており、これらは集落の崩壊にもつながり得ることから、直接的に被害額として数字に現れる以上の影響を及ぼしているものと考えられる。 このため、平成十九年十二月に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）が制定された。 その後、鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）を行う担い手の減少、高齢化の進展等の現状に鑑み、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する施策の効果的な推進に資すること等を目的として、平成二十四年三月及び平成二十六年十一月に鳥獣被害防止特措法の改正法が成立した。さらに、平成二十八年十二月には、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限の延長のほか、捕獲等をした鳥獣の食品としての利用等の促進を図ること等を目的とした改正も行われたところである。 また、環境省及び農林水産省は、平成二十五年十二月に策定した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、ニホンジカ及びイノシシの当面の捕獲目標として生息数を平成三十五年度までに半減することとした。また、同じく両者は、平成二十六年四月に策定した「被害対策強化の考え方」において、平成三十五年度までに、ニホンザルについては加害群の数の半減、カワウについては被害を与えるカワウの生息数の半減を目指すこととした（いずれも、侵入防止柵の設置や追払い等により、群れやねぐら・コロニーの加害度を低減させることを含む。）。これらを踏まえ、鳥獣被害対策を強化することが必要である。 加えて、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）が改正され、平成二十七年五月に施行された。改正に伴い、法律の題名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）に改められ、目的規定に鳥獣の管理の適正化を図ることが加えられたほ